

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の規定
に基づく事後備置書類

株 式 会 社 不 二 家

2021年7月1日

東京都文京区大塚二丁目15番6号

株式会社不二家

代表取締役社長 河村宣行



会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく事後備置書類

当社は、2021年2月9日付で株式会社不二家フードサービス（以下「フードサービス社」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フードサービス社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に際し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

フードサービス社は、当社の完全子会社でありましたので、会社法784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

フードサービス社は、当社の完全子会社でありましたので、会社法785条の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

フードサービス社は新株予約権を発行していなかったため、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

フードサービス社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年5月14日付の官報及び電子公告において債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

当社に対し、会社法第796条の2の規定に基づき本合併をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 5 月 14 日付の電子公告において株主に対し株式買取請求の公告を行いましたが、株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 5 月 14 日付の官報及び電子公告において債権者に対し本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、フードサービス社から資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2021 年 7 月 1 日

7. 上記のほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

(吸収合併消滅会社が備え置いた書面：添付のとおり)

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条の規定
に基づく備置書類

株式会社不二家フードサービス

2021年2月23日

東京都中央区銀座四丁目2番12号
株式会社不二家フードサービス
代表取締役社長 高田裕幸



会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づく備置書類

当社は、2021年2月9日に株式会社不二家との間で、合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結し、2021年7月1日を効力発生日として、本合併契約に基づき、株式会社不二家を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本合併に際し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記の通り開示いたします。

記

1. 本合併契約の内容

資料1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

株式会社不二家は、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

また、本合併による株式会社不二家の資本金及び資本準備金の額の変更はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社である当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

4. 株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

資料2をご参照ください。

5. 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における株式会社不二家の債務の履行の見込みに関する事項

吸収合併消滅会社である当社は債務超過ではありますが、本合併後の株式会社不二家の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが想定されており、本合併後の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ認識されていません。よって、本合併後における株式会社不二家の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

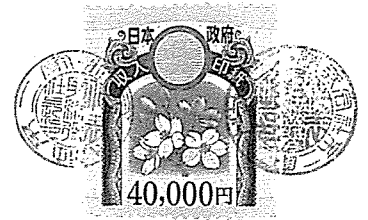
資料 1

(合併契約書：添付のとおり)

合 併 契 約 書

株 式 会 社 不 二 家

株式会社不二家フードサービス



合併契約書

株式会社不二家（以下「甲」という。）及び株式会社不二家フードサービス（以下「乙」という。）とは、甲と乙との合併に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1)甲 ：吸収合併存続会社

商号：株式会社不二家

住所：東京都文京区大塚二丁目15番6号

(2)乙 ：吸収合併消滅会社

商号：株式会社不二家フードサービス

住所：東京都中央区銀座四丁目2番12号

（合併に際して交付する金銭等）

第3条 甲は、乙の全株式を所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第4条 本合併に際して甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

（吸収合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議のうえ、これを変更することができる。

（株主総会）

第6条 甲及び乙は、効力発生日の前日までにそれぞれ株主総会を開催し、本契約及び本合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、これを変更することができる。

(会社財産の引継ぎ)

第7条 乙は、2020年12月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

2 乙は、2021年1月1日から効力発生日に至るまでの乙の資産、負債及び権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

(従業員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、甲及び乙が協議のうえ、効力発生日の前日までにこれを決定する。

(会社財産の管理等)

第9条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを実行する。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲または乙の株主総会の決議による本契約の承認または法令に基づき本合併に必要とされる関係官庁の承認等が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第12条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議のうえ、これを決定する。

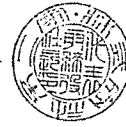
本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年2月9日

甲 東京都文京区大塚二丁目15番6号

株式会社不二家

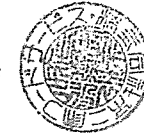
代表取締役社長 河村 宣行



乙 東京都中央区銀座四丁目2番12号

株式会社不二家フードサービス

代表取締役社長 高田 裕幸



資料 2

(株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等：添付のとおり)

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

事 業 報 告

(2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

期別 区分	当連結会計年度 (第 126 期) (自 2020 年 1 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日)	前連結会計年度 (第 125 期) (自 2019 年 1 月 1 日 至 2019 年 12 月 31 日)	対前期比	増減
	百万円	百万円	%	百万円
売 上 高	99,085	103,347	95.9	△4,262
営 業 利 益	2,497	1,837	135.9	660
経 常 利 益	3,036	2,346	129.4	689
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,046	1,207	86.6	△161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルスの影響により急速に悪化し、極めて厳しい状況となりました。

食品業界においては、外出や会食の自粛があり、特に飲食店や物販店では大きな影響を受け、厳しい経営環境となっております。

このような状況下にあって当社グループは、お客様に、より良い商品と最善のサービスを提供できるよう従業員の健康の維持管理をはかりつつ、巣ごもり消費など新しい生活様式に対応した営業施策を絶えず実行し、売上と利益の確保につとめてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、990 億 85 百万円（対前期比 95.9%）となり、コロナ禍の厳しい状況ではありましたが、単体洋菓子の好調な売上により、第 2 四半期からは着実に前期実績に近づけることができました。利益面では、販売管理費など経費の圧縮につとめた結果、営業利益は 24 億 97 百万円（対前期比 135.9%）、経常利益は 30 億 36 百万円（対前期比 129.4%）と 32 期振りに 30 億円を超え、増益とすることができました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、新型コロナウイルス感染拡大により休業した店舗の人件費など経費を特別損失に計上したこともあり、10 億 46 百万円（対前期比 86.6%）となりました。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

「事業別売上高」

事業別 期別		当連結会計年度（第 126 期）		前連結会計年度（第 125 期）		対前期比	増減
		2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで		2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日まで			
		売上高	構成比	売上高	構成比		
洋菓子事業		百万円	%	百万円	%	%	百万円
	洋菓子	23,694	23.9	24,221	23.4	97.8	△527
	レストラン	4,245	4.3	5,884	5.7	72.1	△1,639
	計	27,939	28.2	30,105	29.1	92.8	△2,166
製菓事業	菓 子	63,172	63.8	64,701	62.6	97.6	△1,528
	飲 料	4,849	4.9	5,696	5.5	85.1	△847
	計	68,022	68.7	70,397	68.1	96.6	△2,375
	その他	3,123	3.1	2,843	2.8	109.8	279
合 計		99,085	100.0	103,347	100.0	95.9	△4,262

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

＜洋菓子事業＞

当社単体の洋菓子においては、洋菓子チェーン店にて「おうち時間スイーツ応援」と題し、新製品や人気製品を拡販する施策を週替わりで実行し、特に若年層に向けた販売促進活動を展開し新規顧客の獲得にもつとめました。その結果、4月以降、既存店においては売上・客数ともに前期の実績を上回ることができました。

店舗面では、新規販路の拡大として納品店を増やしたことにより、不二家洋菓子店の営業店舗数は増加に転じ、当連結会計年度末では前期差 122 店増の 951 店（㈱スイートガーデンの不二家ブランド転換店を含む）となっております。

広域流通企業との取り組みについては、コロナ禍において新製品導入が減速し、苦戦しておりましたが、Webを活用した営業活動のもと生産性の高い製造ラインを活用したシュークリームや、当社グループの技術力を生かしたマカロンなどの製品提案を積極的に行い、前期並みの売上とすることができました。

上記の結果、単体の洋菓子の売上は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、対前期比 98.7%にとどまりましたが、下期では前期の売上を上回っております。利益面では、下期の好調な売上に加え販売管理費の抑制につとめたことにより、前期を上回る実績を達成することができました。

㈱スイートガーデンでは、広域流通企業向け製品の売上は着実に伸長しておりますが、ギフト需要の減少等によるチェーン店の売上不振が影響し、前期の売上を下回りました。この

対策として、同社チェーン店の不二家ブランドへの転換を進め、不二家製品を販売することにより、売上の回復に取り組んでおります。利益面では物流費・労務費の改善により、前期を上回る実績とすることができました。

㈱ダロワイヨジャポンでは、第2四半期までの一部店舗の休業の影響等が大きく、売上は前期の実績を上回ることにはできませんでしたが、第3四半期以降は、積極的な販促活動が奏功し、インターネット通販等にも力を入れたことにより急速に売上が回復に向かっております。利益面では販売管理費の抑制により、着実に改善を進めることができ、前期の実績を上回ることができました。

この結果、洋菓子事業における洋菓子の売上高は236億94百万円（対前期比97.8%）となりました。

レストラン事業では、主力店舗を含む一部店舗の休業や出店先商業施設の営業時間短縮等の影響により、売上高は42億45百万円（対前期比72.1%）と、前期の実績を大幅に下回りました。このような中、好調なケーキ類の拡販や、料理のテイクアウトシステムを導入して売上確保をはかっております。また、利益面でも厳しい結果となりましたが、不採算店舗の閉鎖を進めるなど損益改善につとめております。

以上の結果、当連結会計年度における洋菓子事業全体の売上高は279億39百万円（対前期比92.8%）となりました。

<製菓事業>

当社単体の菓子においては、コロナ禍の巣ごもり需要により「カントリーマアム」や「ホームパイ」、「ピーナッツチョコレート」等の徳用大袋製品の売上は伸長しましたが、個人消費型製品の売上が伸び悩み、夏期からの催事の縮小、帰省自粛によるお土産需要減少等も影響し、前期の売上を上回るには至りませんでした。

一方、当期新発売の「カントリーマアムチョコまみれ」、「ルック3（ホワイトラバーズ）」は、TVCMやSNSでの販促効果もあって、売上に大きく貢献しております。

この結果、当社単体の菓子の売上は、対前期比96.3%にとどまりましたが、利益面では、生産性の向上、販売管理費の抑制等により、前期の実績を上回ることができました。

また、環境対策の取り組みとしてプラスチック包材のダウンサイジング等を積極的に行っており、当期は「ミルキー」の紙パッケージ化を実施し、好評を得ております。

不二家（杭州）食品有限公司では、新型コロナウイルスの感染拡大により、工場の操業停止を余儀なくされた期間もありましたが、現地で人気のポップキャンディの新製品の販売が好調に推移しました。また、インターネット通販の拡大をはかるなどの施策も進めた結果、

売上が回復し、売上・利益ともに前期の実績を伸長させることができました。

この結果、製菓事業における菓子の売上高は 631 億 72 百万円（対前期比 97.6%）となりました。

飲料については、外出自粛による自販機売上の減少や店頭での販促活動の縮小が大きく影響しました。夏場の猛暑によりレモンスカッシュ群の売上増はあったものの、売上高は 48 億 49 百万円（対前期比 85.1%）と厳しい実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度における製菓事業全体の売上高は 680 億 22 百万円（対前期比 96.6%）となりました。

<その他>

その他事業は、キャラクターグッズ販売及びライセンス事業、不動産賃貸事業並びに(株)不二家システムセンターの受注請負、データ入力サービスなどの事務受託業務であり、売上高は好調に推移し、31 億 23 百万円（対前期比 109.8%）と前期を上回る実績となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、33 億 25 百万円（リース資産投資 1 億 56 百万円を含む）であります。

主なものは、製菓事業におけるチョコレート、ビスケット製造設備の省人化など生産性向上に対する投資並びに洋菓子事業における新規洋菓子製造設備導入に対する投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました資金調達につきましては、経常的な調達のほかは、増資や社債の発行等による調達はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響による今後の経済の混乱や停滞の懸念から、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いており、当社グループを取り巻く経済環境につきましても厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況にあって当社グループは、「常により良い商品と最善のサービス（ベストクオリティ・ベストサービス）を通じて、お客様ご家族に、おいしさ、楽しさ、満足を提供する」という経営理念のもと、洋菓子、製菓の両事業を併せ持つという当社の強みを生かして新たな販売促進策を計画・実行し、業績の確保につとめてまいります。さらに、デジタル化を促進し、業務効率を高め、従業員の能力を発揮できる環境作りに取り組んでまいります。

安全・安心な製品の製造・販売に際し、H A C C P（国際的な衛生管理手法）を含め、事業の基盤となる食品安全衛生管理を着実に実行するとともに、労災ゼロ、異物混入クレームゼロを目標に、業務に取り組んでまいります。

次期は「ミルキー」発売 70 周年に当たり、「ミルキー」をテーマにした店舗の開設や記念製品を随時発売するなど、各事業を横断したキャンペーンを実施してまいります。

各事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

＜洋菓子事業＞

単体の洋菓子においては、利益の回復という課題に対し、洋菓子チェーン店の売上確保、広域流通企業との取り組みの拡大をはかり、収益性の向上に取り組んでまいります。

洋菓子チェーン店の売上確保については、産地・品種にこだわった原料を使用した魅力ある製品の開発・販売に取り組んでまいります。さらに、I Tシステムの活用により、最適な製品構成・棚割りを進め、販売機会損失や製品ロスの低減、人件費管理を強化するなど効率化を促進してまいります。また、納品店の拡大をはかる一方、百貨店や主要駅の商業施設へ高付加価値製品を中心とした品揃えの店舗の出店を進めてまいります。

広域流通企業との取り組みについては、主力生産ラインを有効に活用できる製品の開発・提案を積極的に行い、さらに、外食チェーンをはじめとする幅広い企業へ販路を拡大し、売上の確保をはかります。また配送の共同化に取り組み、物流の効率化を進めるなどグループシナジーを活用してまいります。

(株)スイートガーデンにおいては、不二家ブランド店舗の販売促進を通じたチェーン店の売上確保と広域流通企業との取り組みの強化をはかるとともに、I Tシステムの導入により店舗運営の効率化をはかってまいります。また、新規設備を活用した製品加工の受託のほか、製品開発・生産・営業・物流等で当社との連携を強化し、収益性の向上につとめてまいります。

(株)ダロワイヨジャポンにおいては、製品個々の基本品質の向上、規格の見直し及び新製品の開発を促進するとともに、インターネット通販の品揃え強化、百貨店等との取引の拡大、新たな販路の開拓などにより売上の回復につとめてまいります。また、当社購買部門や物流部門との連携により、引き続きコスト管理の強化をはかってまいります。

レストランにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、厳しい状況に置かれておりますが、当社主導のもと、グループを挙げて支援してまいります。洋菓子販売を有するレストランとしての特長を生かし、ライフスタイルや市場環境の変化に対応した店舗作り、メニューの強化に取り組んでまいります。

＜製菓事業＞

菓子においては、収益性の向上という課題に対し、主力ブランドの強化・拡大をはかり、主力生産ラインの稼働を促進させて生産性向上に取り組んでまいります。

製品面では、製品個々の基本品質の改善を進め、『健康・グルメ』をテーマに機能性食品の新製品開発を促進してまいります。同時に、キャンペーンやSNS等を活用した販売促進活動を多方面で展開してブランドの強化をはかり、「カントリーマアム」をはじめとする大袋製品のほか、お客様の幅広いニーズに対応した製品を充実させてまいります。

販売面では、スーパーなど直接お客様に販売する小売業への製品提案を強化してまいります。また、引き続き東南アジア各国の市場を中心とした輸出を進め、売上確保に取り組んでまいります。

これらの施策によって、主力ブランドを中心とした生産ラインの稼働を促進させるとともに、包材のダウンサイジングによる原材料費や物流費の削減等のコスト管理を強化することにより収益性の向上につとめてまいります。

飲料においては、果実加工の技術を生かした製品開発を促進してまいります。また、「ネクター」、「レモンスカッシュ」の2大ブランドを中心に、広域流通企業向け新製品の開発・提案も積極的に行い、売上の回復をはかってまいります。

不二家（杭州）食品有限公司においては、売上の主力である「ポップキャンディ」に加え、ビスケット製品のさらなる拡販にも注力いたします。また、代理店と連携し、中国で拡大するインターネット通販市場向けの製品の開発・販売を引き続き推進し、売上の伸長につとめます。

＜その他＞

通販・キャラクター事業、不動産賃貸事業及び㈱不二家システムセンターにつきましても、既存取引先との関係強化や新規顧客開拓を積極的に行い、売上の確保につとめてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応は今後長期化するおそれもあり、当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われませんが、前記の各施策を着実に実行し、堅実に業績を確保できるようつとめてまいります。

また、親会社の山崎製パン㈱との連携を強化し、グループ全体の総合力を発揮して、持続的な企業価値の向上と不二家ブランドの強化につとめ、全事業の黒字化と安定した収益の確保を目指します。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 123 期 (2017 年度)	第 124 期 (2018 年度)	第 125 期 (2019 年度)	第 126 期 (2020 年度)
売 上 高 (百 万 円)	105,915	105,241	103,347	99,085
経 常 利 益 (百 万 円)	1,460	2,745	2,346	3,036
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,285	1,370	1,207	1,046
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	631 円 82 銭	53 円 16 銭	46 円 84 銭	40 円 59 銭
総 資 産 (百 万 円)	76,349	71,594	71,645	71,367
純 資 産 (百 万 円)	48,101	48,395	49,423	50,284
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,804 円 25 銭	1,813 円 68 銭	1,847 円 54 銭	1,871 円 39 銭

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

3. 1 株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

4. 2017 年 7 月 1 日付で普通株式 10 株を 1 株の割合で併合したため、第 123 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり純資産額を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は山崎製パン株式会社であり、同社は当社の株式を 13,948 千株（議決権比率 54.1%）保有しております。

当社は、山崎製パン株式会社に対して当社製品を販売し、山崎製パン株式会社より同社製品の仕入を行い、また同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、製品の仕入、販売及び事務業務の委託並びに不動産の賃貸の取引を実施しておりますが、当該取引を実施するに当たっては、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等に留意し、合理的な根拠に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、当該取引を実施するに当たっては、法令に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を確認した上で取引実施の可否を決定しており、当社取締役会としては、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

③ 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社不二家フードサービス	100 百万円	100.0%	レストランの経営
株式会社ダロワイヨジャポン	50 百万円	100.0%	洋菓子、パン、アイスクリーム及び惣菜類の製造、販売
不二家乳業株式会社	64 百万円	83.2%	飲料及び乳製品の製造、販売
株式会社不二家システムセンター	100 百万円	100.0%	事務受託業務及びアウトソーシング受託
不二家飲料果実株式会社	30 百万円	99.5%	フルーツの加工、飲料の製造、販売
不二家（杭州）食品有限公司	97百万人民元	71.6%	キャンディ等菓子類の製造、販売
株式会社不二家東北	60 百万円	100.0%	洋菓子の製造、販売
株式会社スイートガーデン	50 百万円	100.0%	和洋菓子の製造、販売

(7) 主要な事業内容（2020 年 12 月 31 日現在）

事 業	事 業 内 容
洋 菓 子 事 業	ケーキ、ベーカリー、デザート等洋菓子類、チョコレート、キャンディ等菓子類及びアイスクリームの製造、販売並びに喫茶及び飲食店の経営
製 菓 事 業	チョコレート、キャンディ、パイ、クッキー等菓子類及びネクター、レモンスカッシュ等嗜好飲料並びに乳製品等菓子・食品の製造、販売

(8) 主要な営業所及び工場（2020 年 12 月 31 日現在）

① 当社本店 東京都文京区大塚二丁目 15 番 6 号

② 洋菓子事業

部 門	名 称 及 び 所 在 地
直 営 店 舗	数寄屋橋店、西洋菓子舗日本橋三越本店、イオン東雲店、ダロワイヨ自由が丘本店（東京）、横浜センター店、アトレ川崎店、アリオ橋本店（神奈川）、鳩ヶ谷坂下店（埼玉）、西洋菓子舗名古屋栄三越店（愛知）、西洋菓子舗ＪＲ京都伊勢丹店（京都）、カントリーマアムFACTORY エキスポシティ店、大正駅前店、桃山台店（大阪）、サンリブ小倉店（福岡）等
フランチャイズ店	長沼店（北海道）、いわき小島店（福島）、大胡モール店（群馬）、境長井戸店（茨城）、綾瀬店、イオン昭島店、ライフ調布店（東京）、稲田堤店、さがみ野マルエツ店（神奈川）、旭店（千葉）、イオン羽生店、所沢北野店（埼玉）、沼津店（静岡）土岐店（岐阜）、刈谷築地店、小牧久保一色店（愛知）、アピタ松任店（石川）、伏見店（京都）、マックスバリュ平野店（大阪）、西明石店（兵庫）、鳥取桜ヶ丘店（鳥取）、エミフルMASAKI店（愛媛）、ゆめタウン宇部店、ゆめシティ店（山口）等
工 場	埼玉工場（埼玉）、野木工場（栃木）、泉佐野工場（大阪）、吉野ヶ里工場（佐賀）、㈱スイートガーデン（兵庫）等

③ 製菓事業

部 門	名 称 及 び 所 在 地
営 業 部	広域営業部、首都圏、輸出営業部（東京）、近畿・中四国（大阪）、中部（愛知）、九州（福岡）、北海道・東北（宮城）
工 場	平塚工場、秦野工場（神奈川）、富士裾野工場（静岡）、不二家飲料果実㈱（福島）等

(9) 従業員の状況 (2020 年 12 月 31 日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,199 名	28 名増

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均 3,861 名おります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2020 年 12 月 31 日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	471 百万円
株式会社三井住友銀行	190
株式会社みずほ銀行	183
株式会社三菱 UFJ 銀行	171

2. 会社の株式に関する事項 (2020 年 12 月 31 日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 25,776,267 株 (自己株式 8,392 株を除く)
 (3) 当事業年度末の株主数 44,222 名 (前期末比 1,341 名減)
 (4) 上位 10 名の株主の状況

株主名	持株数	持株比率
山崎製パン株式会社	13,948,400 株	54.1%
不二家不二栄会持株会	797,000	3.0
株式会社バンダイナムコホールディングス	500,000	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	424,600	1.6
株式会社りそな銀行	302,207	1.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	201,700	0.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	183,500	0.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	183,100	0.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	165,800	0.6
藤井 林太郎	132,444	0.5

(注) 持株比率は自己株式 (8,392 株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020 年 12 月 31 日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山田憲典	代表取締役会長	株式会社ダロワイヨジャパン代表取締役会長 経営企画・総務人事・経理担当、経理本部長 洋菓子事業本部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長、 購買担当
河村宣行	代表取締役社長	
宮崎 広	専務取締役	
瓜生 徹	専務取締役	
野地正幸	常務取締役	菓子事業本部長
飯島延浩	取締役相談役	山崎製パン株式会社代表取締役社長 株式会社東ハト代表取締役会長

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

櫻井康文	取締役	海外事業担当 B・R サーティワンアイスクリーム株式会社取締役 不二家（杭州）食品有限公司董事長
坂下展敏	取締役	洋菓子事業本部生産本部長
中島清隆	取締役	総務人事本部長兼経営企画室長
富永寿哉	取締役	菓子事業本部営業本部長
高橋俊裕	取締役	サムシングホールディングス株式会社社外取締役
中野武夫	取締役	みずほ信託銀行株式会社常任顧問 損害保険ジャパン株式会社社外監査役
塚崎 覺	常勤監査役	
内田宏治	常勤監査役	
弘中 徹	監査役	弁護士、弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員
佐藤元宏	監査役	公認会計士、公認会計士佐藤元宏事務所所長、前田建設工業株式会社社外監査役、ウェルネット株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役瓜生徹氏は、2020年10月26日付で当社の常務取締役から専務取締役に昇任しております。
2. 取締役高橋俊裕及び中野武夫の両氏は社外取締役であります。
3. 監査役弘中徹及び佐藤元宏の両氏は社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役高橋俊裕及び中野武夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 当社は、取締役高橋俊裕及び中野武夫、監査役弘中徹及び佐藤元宏の4氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額としております。
6. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (内社外取締役)	12名 (2名)	219百万円 (26百万円)
監査役 (内社外監査役)	4名 (2名)	51百万円 (18百万円)
合計 (内社外役員)	16名 (4名)	270百万円 (44百万円)

- (注) 1. 株主総会の決議による限度額は、取締役は年額300百万円以内（2019年3月26日付株主総会にて承認）、監査役は年額60百万円以内（2017年3月24日付株主総会にて承認）であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	高 橋 俊 裕	サムシングホールディングス株式会社社外取締役	当社と左記各法人との間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役	中 野 武 夫	みずほ信託銀行株式会社常任顧問 損害保険ジャパン株式会社社外監査役	当社はみずほ信託銀行株式会社との間で確定給付年金の一部に関する運用委託取引がありますが、当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。 当社は損害保険ジャパン株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。
監査役	弘 中 徹	弁護士法人弘中総合法律事務所 代表社員	当社は同事務所所属の同氏以外の弁護士と顧問契約を締結しております。
監査役	佐 藤 元 宏	前田建設工業株式会社社外監査役 ウェルネット株式会社社外取締役 公認会計士佐藤元宏事務所所長	当社と左記各法人との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	高 橋 俊 裕	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回に出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行っております。
取 締 役	中 野 武 夫	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回に出席いたしました。金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い知見を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行っております。
監 査 役	弘 中 徹	当事業年度に開催された取締役会 14 回すべてに出席し、監査役会 15 回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行っております。
監 査 役	佐 藤 元 宏	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 12 回に出席し、監査役会 15 回のうち 13 回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	54 百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

2. 当社子会社 1 社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の対価として会計処理基準の採用に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。

② 当社監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。

② 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営に当たっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。

③ 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。

④ 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。

⑤ 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発

見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。

- ⑥ 当社及び当社グループ会社の役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。
- ⑦ 当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通し反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ② 当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。
- ② 当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。
- ② 当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。
- ③ 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

(5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ会社の管理に関する規程（関係会社管理規程）を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。
- ② 当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。

- ③ 当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。
 - ④ 当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
 - ⑤ 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
 - ⑥ 当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。
 - ② 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取する。
 - ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。
 - ③ 当社及び当社グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - ④ 当社の内部通報制度を担当する役職員は、当社及び当社グループ会社の役職員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。
 - ⑤ 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場

合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ② 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。
- ③ 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。
- ④ 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長の直轄組織であるコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの状況等の報告及び把握、対応策の協議を行いました。また、役員及び従業員に対する教育及び研修を拠点ごとに合計121回開催し、コンプライアンスに関する情報等を共有してそれぞれの職場で活かせるよう、直接指導を行いました。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の記録、取締役会規則をはじめとした各会議の規程及び職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、想定されるリスク等に対応するとともに、リスク管理に関する情報共有及び管理を徹底しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む12名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は14回開催され、重要事項の決定や各業務執行取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え審議を行いました。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。

- (5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社社長が参加する関係会社経営報告会を開催したほか、週次・月次でグループ会社から報告を受けております。当社グループ全体のリスクマネジメント実施のため、当社代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、グループ会社において想定されるリスク等について協議・対応いたしました。

また、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告させるとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づいて、当社の各担当部署において承認もしくは決裁等を実施しております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置しており、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行しております。

- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、定期的に開催されるコンプライアンス委員会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を4回実施したほか、会計監査人及び内部監査を実施している監査室とも定期的に連絡会を開催し、監査に関連する情報の収集を行っております。

以 上

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,249	流 動 負 債	12,286
現 金 及 び 預 金	8,292	支 払 手 形	176
受 取 手 形	1	買 掛 金	4,435
売 掛 金	11,850	短 期 借 入 金	660
商 品 及 び 製 品	2,712	一年以内に償還予定の社債	90
仕 掛 品	332	リ ー ス 債 務	230
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,445	未 払 金	1,906
前 払 費 用	358	未 払 歩 戻 奨 励 金	2,461
関係会社短期貸付金	4,035	未 払 消 費 税 等	101
そ の 他	233	未 払 費 用	448
貸 倒 引 当 金	△ 1,011	未 払 法 人 税 等	834
		前 受 金	61
		賞 与 引 当 金	256
固 定 資 産	26,644	設 備 関 係 支 払 手 形	446
有形固定資産	17,618	そ の 他	175
建 物	5,107		
構 築 物	756	固 定 負 債	2,527
機 械 及 び 装 置	7,642	リ ー ス 債 務	319
車 両 運 搬 具	19	退 職 給 付 引 当 金	1,529
工 具 器 具 及 び 備 品	333	資 産 除 去 債 務	48
土 地	2,817	預 り 保 証 金	628
リ ー ス 資 産	640		
建 設 仮 勘 定	301		
		負 債 合 計	14,813
無形固定資産	1,534	純 資 産 の 部	
借 地 権	94	株主資本	39,966
商 標 権	653	資 本 金	18,280
ソ フ ト ウ ェ ア	738	資 本 剰 余 金	4,065
そ の 他	47	資 本 準 備 金	3,859
		そ の 他 資 本 剰 余 金	205
投資その他の資産	7,491	利 益 剰 余 金	17,637
投 資 有 価 証 券	814	利 益 準 備 金	231
関 係 会 社 株 式	3,325	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,405
出 資 金	0	繰 越 利 益 剰 余 金	17,405
関 係 会 社 出 資 金	219	自 己 株 式	△ 16
長 期 貸 付 金	2,645		
破 産 更 生 債 権 等	21	評価・換算差額等	114
長 期 前 払 費 用	7	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	114
繰 延 税 金 資 産	1,220		
敷 金 及 び 保 証 金	1,412	純 資 産 合 計	40,081
前 払 年 金 費 用	137	負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,894
そ の 他	135		
貸 倒 引 当 金	△ 2,448		
資 産 合 計	54,894		

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		78,525
売 上 原 価		42,780
売 上 総 利 益		35,745
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		34,364
営 業 利 益		1,380
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	672	
雑 収 入	49	743
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
社 債 利 息	0	
社 債 保 証 料	0	
為 替 差 損	5	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,035	
雑 損 失	10	1,057
経 常 利 益		1,066
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 廃 棄 損	51	
臨 時 休 業 等 関 連 損 失	3	55
税 引 前 当 期 純 利 益		1,013
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	540	
法 人 税 等 調 整 額	44	584
当 期 純 利 益		428

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金					
					繰越利益剰余金					
当期首残高	18,280	3,859	205	193	17,402	△ 15	39,924	77	77	40,002
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 386	—	△ 386	—	—	△ 386
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立て	—	—	—	38	△ 38	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	428	—	428	—	—	428
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0	—	—	△0
株主資本以外の項目当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	37	37	37
当期変動額合計	—	—	—	38	3	△0	41	37	37	78
当期末残高	18,280	3,859	205	231	17,405	△ 16	39,966	114	114	40,081

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び貯蔵品は総平均法による原価法
原材料は最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また、商標権につきましては、主として15年の定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当社賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における退職給付債務は4,292百万円、年金資産は2,190百万円、退職給付信託は650百万円であります。

また、当事業年度末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、以下のとおりであります。

	退職一時金	確定給付企業年金	合計
退職給付引当金	△ 2,215 百万円	－ 百万円	△ 2,215 百万円
(退職給付信託の年金資産控除前)			
前払年金費用	－	137	137
(退職給付信託の年金資産加算前)			
退職給付信託の年金資産	685	－	685
(未認識数理計算上の差異を除く)			
退職給付引当金	△ 1,529	－	△ 1,529
(退職給付信託の年金資産控除後)			
前払年金費用	－	137	137
(退職給付信託の年金資産加算後)			

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、今後の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況にありますが、当社においては、現在の状況から今後少なくとも一定期間は継続するものと仮定して、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等にかかる会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響額は不確実性があり、将来における財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

II 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	5,205 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	2,340 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	602 百万円
関係会社に対する長期金銭債務	363 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 64,120 百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 貸借対照表に計上した固定資産のほかに菓子生産設備の一部営業車両及びパーソナルコンピュータ等の事務機器をリース契約により使用しております。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

4. 保証債務

関係会社他の営業債務に対する保証

不二家乳業(株)	68 百万円
(株)ダロワイヨジャボン	41 百万円
(株)ジェフグルメカード	30 百万円
合計	139 百万円

5. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当事業年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日債権の一部が期末残高に含まれております。

売掛金 2,035 百万円

Ⅲ 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売 上 高	6,372 百万円
仕 入 高	5,878 百万円
その他の営業取引高	644 百万円
営業取引以外の取引高	676 百万円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式(注)	8,288	104	—	8,392

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

V 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	78 百万円
貸倒引当金	1,054
未払歩戻金	55
未払事業税	39
退職給付引当金	466
資産除去債務償却費	47
退職給付信託設定	555
関係会社株式評価損	776
子会社株式	129
減価償却超過額	179
その他	51
繰延税金資産小計	3,434
評価性引当額	△ 2,120
繰延税金資産計	1,313

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 51
前払年金費用	△ 41
繰延税金負債計	△ 92
繰延税金資産の純額	1,220

VI 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	山崎製パン(株)	被所有 直接 54.1	当社製品の 販売	製品の販売 (※1)	4,338	売掛金	608
			同社製品の 仕入	製品の仕入 (※1)	198	買掛金	4
			当社事務業 務の委託	事務委託業 務(※5)	68	未払金	4
			当社不動産 の賃貸	土地・建物 等の賃貸 (※6)	126	前受金	14
			当社不動産 の賃貸	土地・建物等 に関わる保証 金の預り (※6)	—	預り保証金	352
			役員の兼務				

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等

2. 子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株) 不二家フードサービス	所有 直接 100.0	当社製品の 販売	製品の販売 (※1)	908	売掛金 (※3)	135
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	1,000	長期貸付金 (※2, 3)	2,340
			役員の兼務				
子会社	不二家飲料果実 (株)	所有 直接 99.5	同社商品及 び製品の仕 入	商品及び製 品の仕入 (※1)	3,437	買掛金	226
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	—	短期貸付金 (※2)	785
			役員の兼務				
子会社	不二家乳業 (株)	所有 直接 83.2	同社製品の 仕入	製品の仕入 (※1)	651	買掛金	57
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	—	短期貸付金 (※2, 3)	550
			債務保証	債務保証 (※4)	68	—	—
			役員の兼務				
子会社	(株) スイートガーデン	所有 直接 100.0	当社製品の 販売	製品の販売 (※1)	100	売掛金	30
			同社製品の 仕入	製品の仕入 (※1)	906	買掛金	148
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	500	短期貸付金 (※2, 3)	1,280
			役員の兼務				

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ※1. 上記各社への製品の販売及び仕入については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、経営再建のための支援の一環として、一部の子会社において利息の減免を行っております。
- ※3. 子会社への貸付及び短期債権に対し、合計3,058百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当期において合計1,035百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- ※4. 債務保証については、当社が保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。なお、経営再建のための支援の一環として、債務保証料の減免を行っております。
- ※5. 事務業務の委託料については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※6. 不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。

VII 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,554円96銭
2. 1株当たり当期純利益 16円62銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株式会社不二家の最終事業年度に係る計算書類等
会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家
取締役会 御中

2021年2月3日
EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 秀敬	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石田 大輔	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二家の2020年1月1日から2020年12月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第126期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021 年 2 月 9 日

株式会社不二家 監査役会

常勤監査役 内田宏治 ㊞

常勤監査役 塚崎 覺 ㊞

監 査 役 弘中 徹 ㊞

監 査 役 佐藤元宏 ㊞

(注) 監査役のうち弘中徹、佐藤元宏は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上